

経営革新等支援機関から最新情報を配信！！

野口博充税理士事務所 NewsLetter

最大20万円の補助金で経営改善計画を策定しませんか！？

早期経営改善計画 (補助金)

＜早期経営改善計画とは？＞

中小企業・小規模事業者の経営改善への意識高め、早期からの対応を促すため、認定支援機関の支援を受けて作る経営改善計画のことです。基本的な内容の経営改善に取り組むことにより、平常時資金繰りの管理や採算管理がおこなえるように支援(補助金支給)される制度です。

補助金概要

国が認める士業等専門家の支援を受けて

資金実績・計画表や**ビジネスモデル俯瞰図**など早期の経営改善計画書を策定する場合、専門家に支払う費用の**2/3(最大20万円)**が補助金として支給されます。

なお、当事務所は「認定支援機関」として国から公的な認定を得ていますので、専門家として、本補助金制度における経営改善計画策定を支援することができます。



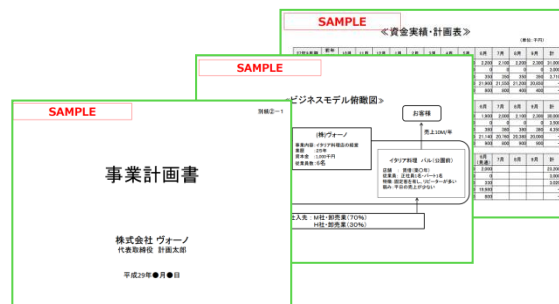
補助金申請の流れ

- 1 まずは当事務所へご相談ください。
- 2 金融機関から「事前相談書」を入手します。
- 3 経営改善計画書を作成します。
- 4 経営改善支援センターに必要書類を提出します。
- 5 貴社より当事務所へ本来の支援費用の「1/3」をお支払いいただきます。
- 6 支援費用の「残り2/3」が経営改善支援センターより当事務所へ支払われます。
- 7 当事務所は貴社に対して定期的にモニタリングを実施します。
- 8 当事務所から経営改善支援センターにモニタリング報告書を提出します。

計画書の内容

早期経営改善計画書の内容は以下の通りです。

- ビジネスモデル俯瞰図
- 資金実績・計画表
- 損益計画
- 早期経営改善計画実施にかかるアクションプラン
- その他利用申請、支払申請、モニタリング費用申請に必要な書類



野口博充税理士事務所(経営革新等支援機関)

TEL:03-6915-2913 FAX:03-6915-2973

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-17-13 ウェルシャン池袋907号

～認定支援機関で対応できます～

- ・各種補助金申請
- ・経営改善計画書の作成
- ・創業支援
- ・優遇金利での資金調達 など